

令和元年度 社会福祉法人等指導監査及び地域密着型介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
1	特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)	特別養護老人ホームほうせい園	社会福祉法人豊聖福祉会	令和元年11月22日 実地		なし	

令和元年度 社会福祉法人等指導監査及び地域密着型介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
2	特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)	特別養護老人ホームまつはま園	社会福祉法人春陽福祉協会	令和元年11月29日 実地		なし	

令和元年度 社会福祉法人等指導監査及び地域密着型介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
3	特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)	特別養護老人ホームくりの木	社会福祉法人苗場福祉会	令和元年12月12日 実地		なし	

令和元年度 社会福祉法人等指導監査及び地域密着型介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
4	特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)	特別養護老人ホームいなほの郷下山	社会福祉法人いなほの郷福祉会	令和元年12月13日	施設 会計	計算書類の注記事項について、社会福祉法人会計基準第29条第1項に基づき、必要事項を漏れなく記載してください。	令和元年度末に追記します。
	短期入所生活介護事業所	特別養護老人ホームいなほの郷下山		実地			

令和元年度 社会福祉法人等指導監査及び地域密着型介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
5	特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)	特別養護老人ホーム遊生の森	社会福祉法人遊生会	令和元年12月17日		なし	
	短期入所生活介護事業所	特別養護老人ホーム遊生の森		実地			

令和元年度 社会福祉法人等指導監査及び地域密着型介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
6	特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)	特別養護老人ホームこうめの里	社会福祉法人秋葉福祉会	令和元年12月19日		なし	
	短期入所生活介護事業所	特別養護老人ホームこうめの里		実地			

令和元年度 社会福祉法人等指導監査及び地域密着型介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
7	特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)	特別養護老人ホーム新屋敷まつはま園	社会福祉法人春陽福祉協会	令和元年12月23日		なし	
	短期入所生活介護事業所	ショートステイ新屋敷まつはま園		実地			

令和元年度 社会福祉法人等指導監査及び地域密着型介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
8	特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)	特別養護老人ホームせきやの里	社会福祉法人常陽会	令和元年12月24日	地密老福	看護体制加算(Ⅱ)について、看護職員が常勤換算で2名に満たない月がありました。「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準7注6において別に定める厚生労働大臣が定める施設基準四十二 八(2) 看護職員を常勤換算方法で2名以上配置していること。」に基づき、過誤調整を行うとともに、利用者負担金は返還してください。なお、過去においても同様の事例がないか精査し、介護給付費の返還が生じる場合にはその件数と金額を報告してください。	10月からは、法人他事業所から職員を異動する形で補充し、再び人員要件を満たしております。新潟市介護保険課介護給付係とご相談の上、5月分で過誤申請を上げました。6月5日に介護給付費等過誤決定通知書が発行される見込みとなっております。
	短期入所生活介護事業所	ショートステイせきやの里		実地	短生	看護体制加算(Ⅳ)について、看護職員が常勤換算で2名に満たない月がありました。「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準8注8において別に定める厚生労働大臣が定める施設基準十二 ホにおいて定める ロ(1)(一) 当該事業所(空床利用の特別養護老人ホームである場合を除く。)の看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。」に基づき、過誤調整を行うとともに、利用者負担金は返還してください。なお、過去においても同様の事例がないか精査し、介護給付費の返還が生じる場合にはその件数と金額を報告してください。	10月からは、法人他事業所から職員を異動する形で補充し、再び人員要件を満たしております。新潟市介護保険課介護給付係とご相談の上、5月分で過誤申請を上げました。6月5日に介護給付費等過誤決定通知書が発行される見込みとなっております。
						施設 会計	附属明細書に係る金額が計算書類と整合していない部分がありました。社会福祉法人会計基準第30条に基づき、正確に作成してください。

令和元年度 社会福祉法人等指導監査及び地域密着型介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
9	特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)	特別養護老人ホーム徳蓮荘	社会福祉法人儀平会	令和元年12月26日 実地	法人 会計	<p>経理規程について、第60条(財務諸表の作成及び確定)に「財務諸表及び附属明細書並びに財産目録は、理事会の承認を得て確定する。」とありますが、評議員会の承認についての規定がありませんでした。社会福祉法第45条の30第2項及び定款第32条第2項に基づき、理事会で承認された計算書類については、定時評議員会の承認を受けなければならないと規定されていますので、その旨を含む改正社会福祉法に対応した経理規程に改正してください。また、計算書類の作成期限や社会福祉充実計画についての記載についても改正してください。</p>	令和2年2月8日に経理規程を改訂しました。

令和元年度 社会福祉法人等指導監査及び地域密着型介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
10	特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)	特別養護老人ホーム プリメーロ女池	社会福祉法人修愛会	令和2年1月8日 実地	法人運営	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により監事の過半数の同意を得てください。	今後、監事の交代時は、現監事の同意書をいただきます。
	短期入所生活介護事業所	ショートステイ プリメーロ女池			法人運営	理事会の開催について、招集通知が1週間前までに発出されていない事例がありました。社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第1項の定めに基づき、理事会の1週間前までに、理事長が招集通知してください。	指摘事例以外の会議開催案内は、案内発出日と開催日の間隔を7日以上空けて発出しております。
	社会福祉法人	修愛会			法人運営	借入を行う際は、社会福祉法第45条の13第4項第2号に基づき、理事会の決議を受けてください。	今後、理事会の決議を受けます。
					法人会計	資金収支計算書の当期末支払資金残高と貸借対照表の当年度末支払資金残高が一致していませんでした。社会福祉法人会計基準第13条に基づき、計算書類の整合性を確認して計算書類を作成してください。	当該会計システムの販売会社に指導を仰ぎ、科目設定を修正して、その属性設定を改善しました。それにより、平成31年4月1日の期首繰越において資金収支計算書の前期末支払資金残高を9,334,025円と修正しました。次年度においては、その整合性を確認のうえ、決算作業をおこなうものとします。
					法人会計	事業区分間及び拠点区分間における内部取引については、社会福祉法人会計基準第11条に基づき、その取引高を各計算書類内訳表の「内部取引消去」欄で相殺消去してください。	左記の規程の主旨を理解のうえ、次年度決算において適正に作成いたします。尚、書式は作成例に準じたものとします。
					法人会計	計算書類の附属明細書について、「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」が作成されていませんでした。社会福祉法人会計基準第30条に基づき、必要な附属明細書を作成してください。	左記の規程の主旨を理解のうえ、次年度決算において適正に作成いたします。尚、書式は作成例に準じたものとし、資金収支計算書との整合性も確認いたします。
					法人会計	附属明細書に係る金額が計算書類と整合していない部分がありました。社会福祉法人会計基準第30条に基づき、正確に作成してください。	社会福祉法人会計の体系について理解を深めることで、次年度決算においてはその整合性に留意して決算をおこないます。
					法人会計	経理規程第73条に定める金額を超える契約については、競争入札により契約の相手方を決定し、入札調書を作成してください。	当該経理規程を定めた目的をあらためて認識したうえで、今後は、第12章 契約 の第70条から第76条の規定全体の定めに沿う処理に心がけ、法人の運営に関する適正把握に努めます。

令和元年度 社会福祉法人等指導監査及び地域密着型介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果	
11	特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)	特別養護老人ホーム有徳の家	社会福祉法人有徳会	令和2年1月10日	地密老福	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していませんでした。また、身体的拘束等の適正化のための指針を策定しておらず、身体的拘束等の適正化のための定期的な研修も実施していませんでした。平成12年3月8日老企第40号第2の5(5)に基づき、速やかに改善計画を市へ提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市へ報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算してください。	今後は各種記録を一元保管し、監査担当を選任し、実施・記録のダブルチェックを行い、取り組んでいる。また、組織全体としての内部管理体制を確立させ、改善している。尚、第2回目の研修は2/14 16:00～開催が決定。	
	短期入所生活介護事業所	ショートステイ有徳の家			実地	地密老福	看取り介護加算にかかる看取りに関する職員研修について、平成26年10月17日の開催を最後に行われていませんでした。指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準に基づき、平成30年4月1日以後に請求した看取り介護加算について過誤調整の処理を行うとともに、利用者負担金は返還し、その件数と金額を報告してください。	今後は各種記録を一元保管し、監査担当を選任し、実施・記録のダブルチェックを行い、取り組んでいる。また、組織全体としての内部管理体制を確立させ、改善している。
	社会福祉法人	有徳会			短生	短生	短期入所生活介護計画書の作成について、利用者の同意を得ていませんでした。新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第156条第3項に基づき、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得てください。	改めて当該の短期入所生活介護計画書について、 ・口頭同意の年月日及び同意者名を追記する。 ・早急に署名捺印頂き、回収作業を行う。 ・上記の回収済の短期入所生活介護計画書を綴り再整備する。 ・今後複数職員によるチェック体制及び職員相互による業務補完の体制を整備していく。
					法人運営	法人運営	理事会への出席について、2回続けて欠席している理事がいました。平成30年4月16日社援発0416第2号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の一部改正について(指導監査ガイドライン)に基づき、当該理事が名目的、慣例的に選任されていないか再度確認してください。また、自然災害や本人の体調不良による場合はその理由を記録に残してください。	今後、連続欠席とならないよう日程調整をより密にしていきます。また、再度同じ状況が見込まれる場合は、理事の変更も検討してまいります。
					法人運営	法人運営	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により監事の過半数の同意を得てください。(口頭で同意を得ているとのことですので、その記録を残しておいてください。)	今後、同意書または理事会議事録にその旨を記載することにより、監事の過半数の同意を得て、その記録を残すこととします。
					法人運営	法人運営	理事および監事の選任に係る評議員会決議について、議事録では各候補者ごとに決裁されていることが確認できませんでした。定款13条の3の規定に基づき、各候補者ごとに決裁を行うとともに、その旨を議事録に明記してください。	今後、理事及び監事の選任について、各候補者ごとに決裁を行い、その旨を議事録に明記いたします。

令和元年度 社会福祉法人等指導監査及び地域密着型介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
12	特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)	地域密着型特別養護老人ホームあいからしの郷あじさいホーム	社会福祉法人けやき福祉会	令和2年1月14日 実地	法人運営	理事及び監事の改選について、定款第19条に基づき、速やかに改選を行ってください。	令和2年3月11日に、理事会、評議員会を開催し回線を実施した。
		社会福祉法人			けやき福祉会	法人運営	理事及び監事の選任に係る評議員会決議について、議事録では各候補者ごとに決議されていることが確認できませんでした。定款第13条第3項の規定に基づき、評議員会において理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに決議を行うとともにその旨議事録に明記してください。
				法人運営	理事の理事会への出席について、平成30年度において2回続けて欠席している理事がいました。理事会開催の際は日程の調整等により、出席状況の改善を図ってください。	やむをえない事情と判断している。各役員が理事会等へ出席が可能となるよう、開催日の調整を行っている。また、令和2年度より役員会の開催日を事前に定めることとした。	
				法人運営	監事の理事会への出席について、平成29年度から平成30年度にかけて3回続けて欠席している監事がいました。理事会開催の際は日程の調整等により、出席状況の改善を図ってください。また、社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条に基づき、監事は理事会へ出席し、必要があると認めるときは意見を述べてください。	現在は、当該監事が本務との調整を綿密に行うとともに、法人側でも事情に配慮しての日程調整を行っている。また、令和2年度より役員会の開催日を事前に定めることとした。	
				法人運営	理事、監事及び評議員に対する報酬等について、定めるべき支給基準のうち、「支給の方法」が定められていませんでしたので、社会福祉法施行規則第2条の42に基づき「役員等報酬規程」に追記してください。	法人理事会で、報酬規程案を作成し(「支給の方法及び形態」を明記)、令和2年6月5日開催予定の法人評議員会において決議する予定である。	
				法人運営	役員等報酬規程を、社会福祉法第59条の2第1項第2号、同法施行規則第10条第1項に基づき、インターネットの利用により公表してください。	令和2年6月5日の法人評議員会終了後、直ちに本会ホームページへの公表を行う。	
				法人運営	評議員会の招集に当たっては、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第182条第1項の規定に基づき、招集通知を書面で1週間前までに評議員へ発送してください。	令和2年3月からは指摘の通り、執り行っている。	
				法人運営	平成30年8月27日開催の評議員会において、議事録署名人が選任された1名の評議員となっていました。定款第14条第2項の規定に基づき、出席した評議員うちから選出された議事録署名人2名が記名押印してください。	令和2年3月からの評議員会からは、指摘の内容確認を組み込み、議長1名及び議事録署名人2名の記名押印を行っている。	
				法人運営	理事会について、社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第1項の定めに基づき、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して招集通知を発送してください。	令和2年3月からは指摘の通り、執り行っている。	

令和元年度 社会福祉法人等指導監査及び地域密着型介護老人福祉施設実地指導実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
12					法人 運営	理事会議事録について、理事長、監事1名が議事録署名人として記名押印していました。定款第33条第2項の規定に基づき、出席した理事長及び監事が記名押印してください。	従来通り、定款の規程に基づいた議事録への記名押印を行う。
					法人 会計	計算書類の附属明細書について、補助金事業等収益明細書及び国庫補助金等特別積立金明細書並びに基本財産その他の固定資産明細書が作成されていませんでした。会計基準第30条に基づき、必要な附属明細書を作成してください。	必要な附属明細書を印刷、作成した。
					法人 会計	計算書類の整合性について、貸借対照表の国庫補助金等特別積立金増減から事業活動計算書の国庫補助金等特別積立金積立額を引いた差額と事業活動計算書の国庫補助金等特別積立金取崩額が一致していませんでした。社会福祉法人会計基準第1条第2項に基づき、正しく記載してください。	帳票と照合したところ、金額が一致した。